

## 平成 24 年度 環境に配慮した事業活動の促進に関する検討委員会 設置要領

**1 目的**

平成 23 年度に行われた「グリーン・マーケット+（プラス）研究会」、「環境報告ガイドライン等改訂に関する検討委員会」、「環境情報の利用促進に関する検討委員会」の内容を受けて、グリーン経済への移行に向けた、事業者の環境に配慮した取組を更に進め、併せて、環境配慮促進法の施行状況に関する評価を行うため、「環境に配慮した事業活動の促進に関する検討委員会」（以下、検討会）を設置する。

**2 検討事項**

検討会の検討事項は以下の通りとする。

- (1) 環境配慮促進法の施行状況に関する評価
- (2) 環境配慮取組の促進策と環境情報開示の方向性について

**3 組織等**

- (1) 検討会は、検討事項に関連する企業担当者と学識経験者等のうちから、みずほ情報総研株式会社が委嘱する者をもって構成する。
- (2) 検討会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- (3) 委員長は検討会の議事運営にあたる。
- (4) 検討事項と関係のある者を委員長の了承を得た上で参考人として出席させることができる。

**4 会議の公開等**

- (1) 検討会は公開とする。
- (2) 検討会の資料及び議事録については、会議の終了後、ホームページ等により公表する。開示範囲については、事務局が案を作成して、委員長の承認を得るものとする。

**5 庶務**

委員会を円滑に運営するため、委員会の事務はみずほ情報総研株式会社において行う。

**6 その他**

その他必要な事項は、みずほ情報総研株式会社が委員長に案を諮った上で、決定する。